

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 }
無線工学 24問 } 3時間

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 3 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法(第18条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条(変更等の許可)第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者(注1)又は登録外国点検事業者(注2)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2(検査等事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
3 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

[3] 次の記述は、「混信」の定義である。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を A する電波の発射、^{ふく}輻射又は B をいう。

A	B
1 妨害	誘導
2 妨害	空中線電力の許容偏差の逸脱
3 制限	空中線電力の許容偏差の逸脱
4 制限	誘導

[4] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。

- (1) 空中線の **A** がなるべく大であること。
- (2) **B** が十分であること。
- (3) 満足な指向特性が得られること。

② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) 水平面の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) **C** よりの輻射

	A	B	C
1	利得及び能率	調整	接地線
2	利得及び能率	整合	給電線
3	利得	整合	接地線
4	利得	調整	給電線

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 **A** 又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。）を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は **B** 金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、 **C** のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	350ボルト	赤色の彩色が施された	取扱者
2	300ボルト	赤色の彩色が施された	無線従事者
3	300ボルト	接地された	取扱者
4	350ボルト	接地された	無線従事者

[6] 次の記述のうち、主任無線従事者の職務として定めるものに該当しないものはどれか。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 2 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 3 周波数、空中線電力等の指定の変更の申請又は無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可の申請を行うこと。
- 4 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等（注）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者に対して意見を述べること。

注 免許人又は登録人をいう。

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状又は登録状に **A** であること。
- (2) 通信を行うため **B** であること。
- ② ①の(1)に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は **C** の罰金に処する。

	A	B	C
1	記載されたもの	十分なもの	100万円以下
2	記載されたもの	必要最小のもの	50万円以下
3	記載されたものの範囲内	十分なもの	50万円以下
4	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	100万円以下

[8] 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる無線通信（暗語によるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 **A** の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **B** に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により **B** に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

	A	B
1	電力の供給	電気通信事業者
2	交通通信	無線局
3	交通通信	電気通信事業者
4	電力の供給	無線局

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人等（注）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

注 免許人又は登録人をいう。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	6箇月	電波の発射	周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[11] 次の記述は、基準不適合設備について述べたものである。電波法（第102条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備（以下「基準不適合設備」という。）が広く販売されており、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に A を与えるおそれがあると認めるときは、 B、当該基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを C することができる。

② 総務大臣は、①の規定による C をした場合において、その C を受けた者がその C に従わないときは、その旨を公表することができる。

	A	B	C
1	重大な悪影響	無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において	勧告
2	支障	無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において	命令
3	重大な悪影響	この法律の施行を確保するため特に必要と認めるときに限り	命令
4	支障	この法律の施行を確保するため特に必要と認めるときに限り	勧告

[12] 免許人等（注）は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときはどうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、この規定に適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

- 1 その措置の内容を免許状の余白に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 その措置の内容を無線局検査結果通知書に記載しておかなければならない。
- 3 速やかに措置した旨を検査職員に報告し、検査を受けなければならない。
- 4 速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。